

法教育と消費者教育

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(契約自由の原則、私的自治の原則など)を理解する必要がある。

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第3条第7項
 「消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。」

消費者教育に関連した法務省における取組

教材の作成

- 「約束をすること、守ること」(小学生を対象とした法教育教材)
- 「私法と消費者保護」(中学生を対象とした法教育教材) など

出前授業

- ・ 学校や地域の集まりに法務省職員等を講師として派遣して法教育授業を実施
- ・ 「約束をすること、守ること」、「契約って何だろう」、「身の回りにある法律的な問題」等のテーマで授業を実施

【全国の法務局による私法分野に関する法教育授業実施回数】

- ・ 平成26年度の実施回数は139回、参加人数は7,424人
- ・ 平成27年度の実施回数は46回、参加人数は1,942人

具体的な授業例

「約束をすること、守ること」

ものの貸し借りを題材に、「約束をすること、約束を守ること」の意義について考えさせ、理解を深める授業(主に小学生を対象に授業)

「契約って何だろう」

売買契約、贈与契約、賃貸借契約等の契約類型を学び、契約の成立、権利義務、契約の解除等について学ぶ授業(主に中学生を対象に授業)

「身の回りにある法律的な問題」

売買、賃貸借、使用貸借、消費貸借等の契約類型を学んだ上で、契約トラブルの類型(契約内容の問題、契約をする能力の問題、契約をする過程の問題、契約が実行されない場合)について、それぞれの考え方を学ぶ授業(主に高校生を対象に授業)